

●国際活動センターからのお知らせ

担当:外国情報部 佐藤 大輔、高橋 史織

北京市高級人民法院 2010

山西杏花村汾酒工場有限公司 v. 国家工商行政管理総局商標評審委員会
2010年10月18日判決

1. 事件の経緯及び概要

登録商標（以下、引用商標 1, 2）の権利者である山西杏花村汾酒工場有限公司（以下、山西杏花村社）が、予備的査定の公告がなされた安徽杏花村集団有限公司（以下、安徽杏花村社）の第 3 1 0 2 4 7 6 号商標（以下、被異議商標）に対して、指定商品は互いに非類似であるが、中国で登録された馳名（※著名の意）商標である引用商標 1, 2 に類似する商標であり、公衆を誤認させ、登録人の利益が損害を受ける可能性があるとして（中華人民共和国商標法第 1 3 条第 2 項）、異議申立を行った結果、国家工商行政管理総局商標局（以下、商標局）は被異議商標の登録を認めた。これを不服として、山西杏花村社は、国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下、商標評審委員会）に復審請求を行ったところ、商標評審委員会は、被異議商標の指定商品中「蒸留酒麦芽」については登録を認めなかったが、それ以外の商品に対しては登録を認めた。さらに、山西杏花村社は北京市第一中級人民法院に訴訟を提起したところ、北京市第一中級人民法院は、引用商標 1, 2 は馳名商標ではあるが、①「杏花村」という語は、山西杏花村社の独創によるものではないこと、②引用商標 1, 2 の指定商品「白酒、ビールを除くアルコール飲料」と、被異議商標の指定商品である「木、穀物」等は、生産方式、販売ルート、対象とする消費者等の面において相違が大きいこと、を理由に誤認混同を生じさせて、山西杏花村社の利益に損害を与えるものではなく、同項に違反するものではないと判決した。本件は、当該判決を不服として、山西杏花村社が北京市高級人民法院に控訴したところ、北京市高級人民法院はこれを棄却し、原判決を維持したものである。



引用商標 1

【指定商品】

白酒

杏花村

引用商標 2

【指定商品】

ビールを除くアルコール飲料

杏花村

被異議商標

【指定商品】

木、穀物、植物用種苗、
動物、果実、野菜、
植物種子、飼料、
蒸留酒麦芽、植物

2. 争点

中華人民共和国商標法第 13 条第 2 項に関し、最高人民法院は、「同一又は類似でない商品についての馳名商標の保護については、馳名商標の顕著性の程度（顕著性）、使用の係争に係る商標の商品の関連公衆において馳名商標が知られている程度（知名度）、馳名商標を使用する商品と使用の係争に係る商標の商品の間の関係の程度（商品関連性）などの要因を総合的に考慮すべきである」としている。それに対し、商標評審委員会と原審判決が、引用商標 1、2 中の「杏花村」の語は独創性がないことも理由にして被異議商標が第 13 条第 2 項に違反するものではないと判断したことについて、馳名商標の所有者の利益を損害するか否かの判断における基準として、法が引用商標が独創性を備えることを要求しているか否かが争点となった。また、「杏花村」と聞いた人々が山西杏花村社を認識するか否かが争点となった。

3. 北京市高級人民法院の判断

引用商標 1 は 1997 年に商標局によって馳名商標として認定されており、酒商品において知名度を有している点は、安徽杏花村社も異論がない。そして、北京市高級人民法院は、「馳名商標である以上、その商標は中国の関連公衆に広く知られたものであって、当然に強い顕著性を有しており」と引用商標 1 の顕著性及び知名度を認めたうえで、この場合、その商標を商標登録人が独創したものか否かは、馳名商標の保護範囲に対してそれほど大きな影響持つものではないとして、独創性については判断しなかった。

一方、北京市高級人民法院は、商品関連性について「杏花村」と酒の関係は、山西杏花村社による引用商標 1、2 の使用、宣伝によって始まったものではなく、以前から人々に「杏花村」と酒の商品に一体的な関連性を持たせた杜牧な著名な詩句を利用して、酒商品における知名度を確立し、それを馳名商標とし

たものであるから、引用商標 1 の保護は不適切に拡大すべきではなく、特に他人が杜牧の詩句という公衆の資源から自己のブランドを取得し、選択し、確立することを禁止すべきではないとし、使用の係争に係る商標の商品の関連公衆のうち多くの者は”杏花村”と聞いた場合に、杜牧の詩句を想起させると述べ、被異議商標の「木、穀物」等の商品における使用は、関連公衆を、被異議商標と引用商標 1 に相当程度のあると誤認させ、引用商標 1 の顕著性を弱める、あるいは引用商標 1 の市場における名声を不当に利用することになるとはいえないと判示し、原審の結論を維持した。

4. 訳者コメント

本件は、引用商標が馳名商標であっても、それよりも強い著名性を有する詩句があったがために、非類似商品に馳名商標と同一又は類似の商標が使用されたとしても、馳名商標ではなく、詩句を想起すると判断されたものであり、商標でなくとも馳名商標以外に著名なものがあった場合には、第 13 条第 2 項の適用に関しては、注意が必要であるということを指摘した点で有意義な判決といえる。

なお、山西杏花村社は原審から、被異議商標は地名であって顕著性がない点も主張しているが、商標異議復審の段階で主張していないため、この主張は審理の対象とされなかった。山西杏花村社が被異議商標に対して、当初から顕著性の欠如を主張していた場合には、結論が変わっていたかもしれない。

以上